

若い世帯・子育て世帯を応援します

～ 上市町若年・子育て世帯定住促進事業 ～

1 目的

上市町内において、住宅を取得・新築・増改築し、かつ居住する若年世帯又は子育て世帯に対して、補助金を交付することにより定住の促進を図るとともに、地方創生を推進することを目的としています。

令和5年度～

子育て世帯を追加

要件を満たす場合、ゼロエネルギー住宅等推進事業補助金（上限 50 万円）も補助

2 補助金額

世帯	住宅	行為	住宅団地の内外	町内在住・転入の別	補助金額 (拡充前)
若年世帯 ^(注1) (夫婦合わせて80歳未満の世帯等) 子育て世帯 ^(注2) (中学生以下の子供がいる世帯)	戸建住宅 ^(注3)	取得 新築 増改築	住宅団地 ^(注4)	転入世帯 ^(注5)	140万円 (100万円)
				町内在住世帯	70万円 (50万円)
			それ以外	転入世帯 ^(注5)	120万円 (80万円)
				町内在住世帯	60万円 (40万円)

若年・子育て世帯で子供2人・ゼロエネルギー住宅の場合、最大230万円の補助

令和4年度～

中学生以下の
子供1人に付き、
20万円を加算

補助金と子供加算をあわせ
県内トップクラスの補助金額

要件を満たす場合、結婚新生活支援補助金
(上限 60 万円) も補助 (担当課：福祉課)

※ 中古住宅を取得する場合は、上記金額の半額になります(ただし、子供の加算は満額を交付)

注1：夫婦合わせて80歳未満の世帯又は世帯主が40歳未満で配偶者のいない世帯

注2：夫婦の年齢にかかわらず、中学生以下の子供がいる世帯

注3：申請する住宅部分の登記面積が75㎡以上の住宅で、対象の行為が令和8年4月1日から令和9年3月31日の間になされるもの^(注6)(建物の登記が令和9年3月31日までに完了するもの)

注4：令和3年4月1日以降に新規に造成された10区画以上の住宅団地

注5：補助対象住宅の補助金の交付申請日の前日から2年以上継続して町外に住所を有していた世帯

注6：補助申請の期限は令和8年12月28日、報告の期限は令和9年3月31日とします。

3 その他

補助金を受給後10年以内に住宅を売り払い、若しくは町外に住所地を変更した場合、又は虚偽の申請をしていた場合は、補助金を返還していただく場合があります。



お問い合わせ

上市町 建設課 管理建築班

電話：(076) 472-2477 (直通)

メール：k.kenchiku@town.kamiichi.toyama.jp

ホームページ：http://www.town.kamiichi.toyama.jp/top.aspx